

資料：新多賀城市立図書館に関する要望書

2014年3月25日

多賀城市教育委員会教育長 菊地昭吾様

多賀城市立図書館を考える市民の会

新多賀城市立図書館に関する要望書

多賀城市が建設を予定している新しい多賀城市立図書館(以下、新市立図書館という)について、多賀城市民は2013年5月25日付朝日新聞の「『ツタヤ図書館』で街に魅力を」、翌26日付河北新報の「ツタヤに業務委託検討」の報道で知ることとなりました。

しかし、多賀城市当局および多賀城市教育委員会は、新市立図書館の企画、設計、運営等をカルチュア・コンビニエンス・クラブ株式会社(以下、CCCという)に全面的に任せることにしながら、議会や市民にその事実や情報を隠ぺいし、かつ、パブリック・コメントを求めないと公言しました。

多賀城市当局のこのような姿勢は、多賀城市の『第五次多賀城市総合計画(平成23年度~平成32年度)』の「はじめに」において、市長が「誰もがその進み具合を確認し、共有できるようにしたことが、本計画の大きな特徴といえます」と述べていることと大きく隔たっています。

新市立図書館は、巨額の公費を注いで建設され、今後、約半世紀にわたって市民に広く利用されるものです。

私たちは、図書館運営に経験の乏しい特定の業者CCCの要求を優先させ、市民の要望を聞こうともしない非民主的な市政運営は早急に改めるべきであると考えます。そして、市民が自由に参加し、行政当局と自由に意見交換ができ、意思決定の過程に市民の意思が反映される「検討委員会」(仮称)等を設置し、早急に再検討すべきであると考えます。

それが実現するまでの間、私たちが検討してきました新図書館に関して、施設および運営について以下のとおり要望としてとりまとめましたので、真摯に検討をお願いいたします。

なお、「多賀城市立図書館への指定管理者制度導入の再検討を求める署名」簿(写し。正本は多賀城市長に提出)をあわせて提出しますのでよろしく願いいたします。

記

1. 新市立図書館の施設について
  1. 子どもたちの安全のために、児童室は2階に設けてください。
  2. 児童室は、現在のものより広くし、その一角に、読み聞かせコーナーおよび専用トイレを設けるとともに、専任職員が常駐するカウンターを設置してください。
  3. 児童図書は、子どもたちが手を伸ばして届く高さの書架に、一般書も大人が手を伸ばして届く高さの書架に配置してください。ただし、書庫等私たち利用者が直接手を触れない作業スペースの書架の高さは、その限りではありません。
  4. 防犯上の問題と、静寂を保つという図書館の機能を考慮して、商業スペースは1階に、図書館は2階以上にと、確実に分離してください。
  5. 仙石線多賀城駅の騒音対策にも配慮してください。
  6. 十分な無料駐車場を確保してください。
  7. 安全安心のため、警備員を配置してください。
- II. 新市立図書館の運営について
  1. 図書館は無料が原則の施設です。営利目的のTカードは導入しないでください。
  2. ワークショップで小・中学生の意見を聞いたということですが、否定的な意見も含めて取り上げ、今からでも、図書館計画に反映させてください。
  3. CCCを交えた図書館計画を再考する話し合いを、複数の市民団体の代表者を参加させ早急に開催し、市民の図書館を実現させてください。意見の集約ができない、時間がないという理由は納得ができません。なぜそんなに急ぐのでしょうか。今後半世紀も続く図書館です。時間をかけてじっくりと計画してください。そもそも何故、何も公表せずに計画は進められなければならなかったのでしょうか。
  4. 学校図書室への司書の派遣事業や保育所、児童館、子育てサポートセンター等の施設との連携、市役所各課との連携をこれまでどおり進めるために、また、長期的な図書館の蔵書計画に関わる選書、除籍等は市職員が行うべきであることを考え合わせ、市職員の司書のいる図書館を維持してください。
  5. 新図書館開館後も、図書館運営状況を評価し、改善を促す図書館協議会を設置してください。
  6. 防犯上、児童・生徒の生活指導上、開館時間は午後8時までとしてください。
  7. 雑誌のコピーサービス、バックナンバーの保存が可能なのは図書館の蔵書だからです。TSUTAYA書店の雑誌購入や、立ち読みを推奨するのではなく、市立図書館の蔵書として、人口6万人にふさわしい300タイトル以上の雑誌を所蔵してください。
  8. 同様に視聴覚資料もTSUTAYAからのレンタルを推奨するのではなく、図書館にふさわしい資料を厳選して所蔵してください。

以上

津波被災地の固定資産税減免  
26年度も継続されます

26日の市議会全員協議会で「東日本大震災による津波被災地区の土地及び家屋の固定資産税、都市計画税の2分の1減額」が今年度も継続されることが当局より説明されました。これは「地方税法の一部を改正する法律」が3月20日可決されたことを受けた措置。「平成26年1月1日現在も津波被災区域では1471棟の家屋が失われたのに、対し新築は376棟にとっくに震災前の6167世帯が5472世帯、事業者数も760者にたいし660者といまだ回復途上にありこれらを総合的に勘案し2分の1を減額する」(当局説明)ものです。

消費増税に伴う臨時給付金

【支給対象者】平成26年1月1日に多賀城市住民基本台帳に登録されており、平成26年度市民税(均等割)が課税されていない方(課税されている方の扶養親族、生活保護被保護者を除く)

【加算措置】老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金受給者、児童扶養手当、障害児福祉手当受給者等に加算

【支給額】一人につき10,000円、加算対象者は一人につき5,000円。

【申請受付】郵送及び窓口で受け付け

【申請書発送】6月上旬

【受付期間】6月16日から9月16日

【支給開始】7月中旬

子育て世帯臨時特例給付金

【支給対象者】平成26年1月1日に多賀城市住民基本台帳に登録されており、平成26年1月分の児童手当(特例給付を含む)の受給者で、平成25年度の所得が児童手当の所得制限限度額に満たない方

【対象児童】支給対象者の平成26年1月分の児童手当の対象となる児童(臨時福祉給付金の対象者及び生活保護被保護者を除く)

【支給額】対象児童一人につき10,000円。

【申請受付】郵送及び窓口で受け付け

【申請書発送】5月下旬

【受付期間】6月1日から9月16日

【支給開始】7月中旬

支給開始は7月中旬